

群馬県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する職員を定める規則

平成 19 年 2 月 19 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 2 項及び第 3 項の規定により、広域連合長の職務を代理する職員について定めるものとする。

(広域連合長の職務を代理する職員)

第 2 条 前条の職員は、事務局長の職にある者とする。

2 事務局長が広域連合長の職務を代理できない場合の上席の職員は、次長の職にあるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。